内部評価

平成24年度 事務事業自主点検シート

様式1-1

調書番号
71

事業名	鳥獣保護費	財務コード（事業）	009104
細事業名	鳥獣保護員経費		

担当部課室　森林環境　部　みどり自然　課　自然保護　担当（内線）　6504

Ⅰ　事業の概要

実施期間	始期　S38　年度　～　終期　　年度		
実施主体	県（委託・直営）		
事業の目的	誰（何）を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	野生鳥獣	違法狩猟、違法捕獲されない	野生鳥獣の保護と適正な狩猟の実現
事業の内容 ※主に 23年度	鳥獣保護法第78条に基づき、鳥獣保護及び狩猟取締り等の効果的な実施を図るため鳥獣保護員を設置する。 ○任用人員　73人 ○任期　平成24年4月1日～平成25年3月31日まで ○身分　非常勤嘱託職員 ○勤務日数・時間　1日当たり3時間とし、年間36日までとする。 ○報酬　日額3，320円とし、年間119，520円を限度とする。 ○担当区域　鳥獣保護員が居住する市町村の区域内		
根拠法令等	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律　・鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針　・鳥獣保護事業計画 ・山梨県鳥獣保護員設置規則		

Ⅱ　事業の目標、実施状況等（事業実績及び成果の達成状況）

事業の実施状況と目標の実現度		22年度 実績値	23年度 目標値	23年度 実績値	24年度 見込値	25年度 目標値
活動指標	鳥獣保護員活動日数(a)	2,659日	2,628日	2,673日	2,628日	2,628日
	狩猟取締の実施日数(b)	1,874日	1,829日	1,862日	1,829日	1,829日
	活動指標達成率（実績値／目標値）			%		
成果指標	違法捕獲の件数	0	0	0	0	0
	成果指標達成率（実績値／目標値）			%		
決算額、予算額（千円）		8,821		8,814	8,832	8,829
	うち一財額	8,821		8,814	8,832	8,829
所要時間（直接分）		300　時間		300　時間	300　時間	300　時間
所要時間（間接分）		時間		時間	時間	時間
所要時間計		300　時間		300　時間	300　時間	300　時間
人件費ｺｽﾄ 単位:千円（@2,021円×所要時間）		606		606	606	606

事業目標の考え方		
活動指標	目標設定の考え方	鳥獣保護員活動日数は鳥獣保護員73名が年36日間勤務するものとして設定し、狩猟取締の実施日数は鳥獣保護員活動日数に対する狩猟取締の実施日数の割合の過去3年の平均値から求める
	データの出典等	鳥獣統計（環境省）
成果指標	目標設定の考え方	狩猟取締の効果的な実施等により違法捕獲をなくす。
	データの出典等	鳥獣統計（環境省）
成果指標によらない成果		

Ⅲ　これまでの事業の見直し・改善状況

Ⅳ　活動量と成果の判断（平成23年度の業績評価）

（1）事業は予定された活動量を上げているか。（「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断）		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方　※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
	b	平成23年度には73名の鳥獣保護員を任命し、鳥獣保護員活動日数を2,628日と予定したのに対して2,673日の実績があり、狩猟取締の実施日数を1,829日と予定したのに対して1,862日の実績があり、予定どおりの活動量がある。

a：予定を超えた活動量がある(120%以上)。　b：予定どおりの活動量がある（80%以上120%未満）。　c：予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。　d：予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

（2）事業は意図した成果を上げているか。（「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断）		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方　　※必ず記入すること
	b	鳥獣保護員は、年間をとおして担当する区域内において狩猟の指導、取り締まり（パトロール）を行っている。 その結果、狩猟による違法捕獲件数は0件と抑止効果があり、鳥獣保護や適正な狩猟に対して意図した成果をほぼ上げている。

a：意図した成果を十分に上げている(120%以上)。　b：意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。　c：意図し成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。　d：意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

Ⅴ　見直しの必要性（平成25年度に向けた改善等の考え方）

一次評価（担当部評価結果）		
見直しの必要性	説　　明	Ⅳ以外の 判断項目
有	現在、鳥獣保護員による鳥獣保護及び狩猟取締り等が年間をとおして実施されていることにより、違法狩猟等はなく予定どおりの成果をあげている。 最近、市街地における野鳥の違法飼養と思われる事案が急増してきているため、今後、違法飼養に関する取り締まりや調査を強化する必要があるため、野鳥に関する専門家を鳥獣保護員として任命する必要がある。	b

・「Ⅳ以外の判断項目」の欄
○必要性（a.目的の達成　b.新たな課題への対応　c.対象の変化　d.ニーズの変化　e.法律・制度の改正）　○官or民(f.民間等実施)　○官の役割分担（g.市町村等へ移管）　○効率性（h.外部委託 i.経費節減　j.類似事業と統合・連携　k.所要時間の縮減　l.ﾌﾟﾛｾｽの改善）　m.その他

二次評価（担当部局再評価結果）　※行政評価アドバイザー会議（外部評価）での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説　　明	Ⅳ以外の 判断項目

・「Ⅳ以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

Ⅵ　見直しの方向（平成25年度当初予算等での対応状況）

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	鳥獣保護員の任命については、各林務環境事務所が各市町村長からの推薦に基づき行っているが、猟友会の関係者がほとんどを占めており、野鳥の違法飼養の事案に対応するため、鳥獣保護団体が推薦する者についても鳥獣保護員に任命するものとする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、Ⅴ見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。